

令和4年度宮崎県地域生活定着促進事業仕様書

1 事業目的

本事業は、宮崎県地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）を設置・運営し、高齢者や障がい者等、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者を、退所後直ちに福祉サービス等につなげるとともに、刑事司法手続きの入口段階にある高齢又は障がいのある被疑者・被告人等で釈放後に自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、被疑者等支援業務を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

センターを宮崎県内に1か所設置する。

(2) センターの事業内容

センターは、県内の保護観察所等と連携して、①矯正施設出所後に必要な福祉サービス等ニーズの把握、帰住予定地のセンターとの連絡等の事前調整を行う等の矯正施設所在地において果たす役割と、②矯正施設出所予定者の福祉サービス等利用の受入調整を行う帰住予定地において果たす役割と、③刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障がいにより自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにする3つの役割を併せ持つものとし、次の事業を行う。

なお、事業及び管理運営の詳細については、「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（平成21年5月27日付け社援総発第0527001号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）に定めるとおりとする（ただし、「職員の配置」については、本実施要領に定めるとおりとする。）。

ア 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務

センターは保護観察所からの依頼を受けて、保護観察所と共に矯正施設内で対象者と面接し、出所後に必要となる福祉サービス等の聞き取りを行い、対象者が出所した後に円滑に福祉サービス等（※）を受けられるようにするための調整に関する計画（福祉サービス等調整計画）を作成し、保護観察所に提出する。帰住予定地が宮崎県内である場合は、必要となる福祉サービス等の申請の事前準備を支援するとともに、地域における福祉のネットワークと連携し、グループホーム、ケアホームや社会福祉施設など出所後の受入先を探す。

なお、他の都道府県のセンターから宮崎県内に帰住予定の対象者がいる旨の連絡が入った場合も同様とする。

帰住予定地が他の都道府県である場合は、当該帰住予定地の都道府県のセンターに連絡し、対応を依頼する。

イ 矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言等を行うフォローアップ業務
ウ 被疑者等支援業務

センターは検察庁、保護観察所、弁護士等からの依頼を受けて、被疑者・被告人等と面会し、福祉ニーズ、釈放後の生活の希望等の聞き取りを行い、市町村、福祉施設等への釈放後の福祉サービス等の利用調整、釈放時の福祉事務所、受入福祉施設等への同行、手続きの援助等を行う。起訴猶予、執行猶予等による地域生活移行後は、受入施設との調整、福祉サービスの相談支援など定着のための継続的な援助等を行う。

エ 矯正施設退所者や被疑者等支援業務等への福祉サービス等についての相談支援業務

オ 県の関係部署並びに保護観察所及びその他関係機関等との恒常的な連携の確保

センターは、県の関係部署並びに保護観察所や受入先となる関係機関等との恒常的な連携の確保を図るため、これらの関係機関等による連絡協議会等の機会を活用するか、又は独自に場を設定するなどして情報交換等を行う。

カ 情報発信

センターは、本事業について、セミナーの開催やパンフレットの発行などを通じて、地域住民及び福祉施設等の福祉団体・機関の理解が得られるよう普及啓発に努める。

(※) 主な福祉サービス等

〔高齢者〕

老齢年金等、生活福祉資金、介護保険制度、医療保険制度等

〔障がい者〕

障害年金等、生活福祉資金、障害者手帳、障害保健福祉制度、医療保険制度等

(3) 実施体制

ア 職員の配置

センターの職員は8名の配置を基本とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置する。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日7時間45分、週38時間45分の開所を目安とする。

ウ センターの場所

原則として、宮崎市内又は東諸県郡内とする。

3 対象者

- (1) 高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者、退所者及び被疑者・被告人等。
- (2) 入所中にセンターが相談に応じた矯正施設の出所者等で、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの。

4 秘密の保持（センター利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。

特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の上承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。